

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 30 日現在

機関番号：37117

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25360055

研究課題名(和文) グローバル化時代における「人権」概念とセクシュアル・マイノリティの包摂

研究課題名(英文) The Concept of "Human Rights" in the Time of Globalization and the Inclusion of Sexual Minority People

研究代表者

赤枝 香奈子 (AKAEDA, Kanako)

筑紫女学園大学・現代社会学部・講師

研究者番号：00536576

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,800,000円

研究成果の概要(和文)：近年、日本ではセクシュアル・マイノリティに関する新たな団体が誕生し、また団体のネットワーク化が進むなど、運動が活発化している。そこでの主なトピックは、生きづらさを抱えるセクシュアル・マイノリティの支援や同性カップルの公的承認の要求であり、背後には国連などが主導する新たな「人権」概念が存在する。しかしながらセクシュアル・マイノリティの社会への包摂には多様なあり方が存在し、そのうち歴史を再発見し、保存することの重要性は見過ごされている。そこで本研究の締めくくりとして、同性同士の親密な関係を生きた女性たちを発掘し、オルタナティブな歴史を描き出すことを目的とした講演会を開催し、議論を深めた。

研究成果の概要(英文)：In Japan these days, the activism of sexual minority people is becoming increasingly active with new groups and networks that deal with diverse topics related to sexual minority. Predominant topics in these activisms are concerned with how to support those who have difficulties to live their lives, and the demand of the official/legal recognition of same-sex couples. Behind this tide of activism, there exists the relatively new concept of human rights, which UN mainly appeals. There are various ways to include sexual minority people into a society. Among the recent activism, however, the importance of rediscovering and archiving of the history of sexual minority is not fully recognized. Therefore, as the conclusion of this three-year research project, we held a seminar and a discussion in order to rediscover the women who had intimate relationships with women in the past and to trace an alternative history of women.

研究分野：社会学

キーワード：セクシュアル・マイノリティ 同性愛 レズビアン 人権 フィンランド グローバル化

## 1. 研究開始当初の背景

近代において同性愛者やトランスジェンダーなど、セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)と呼ばれる人々は、異性愛者とは異質な存在とみなされ、差別や偏見の対象として社会の周縁に位置づけられてきた。しかしグローバル化の進展の過程で彼/彼女らの「人権」が認められ、また「同性婚」など彼/彼女らが取り結ぶ関係が、従来の家族を超える新たな親密な関係として認知されつつある。だが当のセクシュアル・マイノリティたちはそのことに対し、諸手をあげて賛同しているわけではない。そこには彼/彼女たちの承認をめぐるある種のジレンマが伴っているからである。

社会の中心から排除されてきたセクシュアル・マイノリティにとって、その存在が公に認められることは切なる願いであるに違いない。またそれは異性愛カップルにのみ認められてきた社会保障制度を利用できたり、異性愛主義の中で貶められてきた自己尊重感の回復をもたらしたりすることにより、彼/彼女たちの生きやすさにつながるとも考えられている。しかしそのような承認においては、セクシュアル・マイノリティは異性愛者同様の「よき市民になること」を要請され、彼/彼女たちがそのアイデンティティの拠り所ともしてきた異性愛者との差異が消去され、異性愛者と同化することが暗黙のうちに求められている。

そのような異性愛者との差異は、まさに社会から排除され周縁に置かれることによって形作られてきた。エイズ禍の中で放置され、パートナーや友人を次々と失っていく同性愛者たちが互助的ネットワークを作り、従来の家族を超える支援やケアのあり方を編み出してきたことに象徴されるように、同性愛者たちは異性愛者たちが当然のこととして期待するような、パートナーが亡くなった後の生活の保障、長寿、家族に囲まれた「マイホーム」での老後といったものを享受できないことに気づかされ、モデルといえるものがほとんどない中で自分たちなりの生き方を模索せざるをえなかった。このようなエイズ禍での経験が、アメリカでは同性愛者の社会的保障を求める動き、すなわち同性婚の要求へとつながっていったこと、そこでは結婚の権利の獲得が同性愛者の市民権の獲得を象徴するものとみなされたことは、ジョージ・チョーンシー『同性婚』(2006)などが指摘する通りである。一方で、家族や生殖を中心におく異性愛者の生とは異なる生き方、時間の使い方、ライフスタイルにこそ、そのアイデンティティを求めるような考え方もある(Judith Halberstam, 2005, *In a Queer Time & Place*)。

このような同性愛者の生き方や承認のあり方をめぐる議論が、同性婚の是非をめぐって鋭い対立を生み出してきたアメリカ合衆国に対し、世界でいち早く同性間パートナー

シップ制度を導入し、同性婚を認める国々もある北欧では、そのような新たな親密性が将来の可能性として議論される段階を過ぎ、実際に「生きられる」ものになっている。同性婚やパートナーシップ制度を通しての同性愛者の可視化は、その存在の承認という点において予想以上のインパクトをもたらした。しかし、これらの国々で同性愛者に対する差別や偏見、嫌悪(ホモフォビア)が完全になくなったわけではない。また可視化がもたらした男性同性愛者に偏っており、女性の同性愛者(レズビアン)は依然として不可視のまま、「いない」とされていることも指摘されている。

研究者はこれまで、近代日本における女同士の親密な関係と「同性愛」という知の受容を考察する研究を行ったのち、日本とフィンランドという、女性同性愛に対し異なる抑圧形態をもつ二つの国を比較し、戦後社会のジェンダー・セクシュアリティ秩序の生成について考察してきた。同性愛の抑圧は近代において様々な国や地域で見られたが、その形態は様ではなく、同性愛を処罰する法が存在するかどうか、またその処罰の対象が男性のみか女性も含むかなどの違いがある。日本では明治の一時期を除いて同性愛を取締まる法律はなかったのに対し、フィンランドでは男女双方を対象とした同性愛を禁止する法律が比較的近年まで存在してきた。にもかかわらず、現在では他の北欧諸国と同様、同性同士のカップル関係を正式に登録することで、なんらかの社会的保障が得られるパートナーシップ制度が導入されている。このような変化において、SETA というセクシュアル・マイノリティ支援のための全国組織が大きな力を持ったこと、またセクシュアル・マイノリティの承認を求める勢力が、「国是」とも言える「人権」の保障に訴えかける方針を取ったことが功を奏したことが明らかとなった。すなわち、かつては人権がないに等しい存在だった人々をも社会の一員として包摂するような新たな人権の概念が現在、生まれつつある。日本ではどのようにすればセクシュアル・マイノリティの社会的包摂がもたらされるのか、フィンランドにおける運動のあり方は日本にも応用可能なのかどうかとの問題関心から、本研究は構想された。

## 2. 研究の目的

本研究は、近代において社会の周縁に位置づけられてきたセクシュアル・マイノリティが、現在のグローバル化する社会の中でその「人権」を認められ、社会に包摂されつつある現状に注目し、それがいかなる歴史的変遷を経てのことであるのか、そこで使われる「人権」概念を再検討しつつ、セクシュアル・マイノリティの可視化と承認のプロセスを明らかにすることを目的とする。その際、セクシュアル・マイノリティの中でも特に不可視とされているレズビアンについて、日本

とフィンランドという、女性同性愛に対する異なる抑圧形態をもった二つの国を比較し、彼女たちに対する差別や偏見、不可視化の圧力と、それに抗する対抗的生き方やネットワーク形成のあり方について検証する。

### 3. 研究の方法

本研究では、グローバル化時代におけるセクシュアル・マイノリティの包摂について明らかにするため、文献資料をもとに、「人権」概念の再検討を行う。また1970年代以降の歴史資料を収集し、セクシュアル・マイノリティ承認のプロセスを考察する。その際、日本ではいかなるプロセスを経て女性同性愛に対する強いホモフォビアが形成されたかに注意しながら分析を行う。さらに、セクシュアル・マイノリティ支援のためのネットワークに対する調査を両国で実施する。最終年度には、戦後から現在に至るまでの日本の女性同性愛の歴史とホモフォビアの生成を整理し、フィンランドの事例と比較しながらセクシュアル・マイノリティ包摂の理論化を行う。また、セクシュアル・マイノリティの社会的包摂をテーマとするワークショップを開催する。

研究者はこれまで、女性同士の親密な関係の表象と実践について、まず戦前期日本の歴史資料を収集しながら、近代日本におけるジェンダー・セクシュアリティ秩序の形成を研究してきた。この過程で、日本でもたしかに近代以降、西欧と同じく同性愛を「異常」や「病理」とみなす言説が産み出され、同性間の親密な関係が抑圧されたことが確認できた。だがそこには、ジェンダーによる差異や言説と実態のずれも見られた。すなわち、男性の同性愛に比べ女性の同性愛は軽視され、それゆえささいなこととして許容されがちであったこと、また新聞、雑誌等の言説空間では同性愛は厳しく批判されながらも、戦前の男女別教育機関などでは根強い人気があったことなどである。実際に同性愛批判言説が効力をもち、同性愛者に対する差別が深刻なものとなったのは戦後のことである。それはいかなるプロセスを経て引き起こされたのか明らかにするため、戦後の研究に着手した。そこで実施した調査から、日本では1950年代までは戦前とも連続性をもつ同性愛の認識枠組みが見られたことが明らかになった。また1960年代に入っても、女性同性愛に対するホモフォビクな感情は依然としてそれほど強くなかったのが、60年代後半頃から女性同性愛の肉体的関係にのみ焦点を当てるような記事が増えていき、60年代末から70年代にかけて、現在とも連続性を持つようなホモフォビアが登場したことが明らかになった。

本研究はこのような研究の延長線上にあるが、これまで十分に解明しきれなかった、1970年代以降の日本におけるホモフォビアの様相をまず解明し、また同性愛者の承認に

かかわる重要な要素、すなわち「人権」概念の利用とセクシュアル・マイノリティ支援のためのネットワークの存在について、さらなる調査を日本、フィンランドの両国において行う。

### 4. 研究成果

#### (1) 包摂の多様性

本研究初年度(25年度)にフィンランドで現地調査を行った際、セクシュアル・マイノリティにかんするアーカイブ構築を進めている労働博物館で開催されたLGBTIQ (Lesbian, Gay, Bisexual, Transgender/ Transsexual, Intersex, Queer/Questioning)の歴史にかんする展示「Delight and Prejudice」を鑑賞し、またこの展示に合わせて開催された「Queering the Memory Institutions」という企画のセミナー、ワークショップ、ツアーに参加したことで、セクシュアル・マイノリティの社会的包摂の要素が研究開始当初考えていたよりも多岐に渡ることがわかった。すなわち、アーカイブ化にあたっては、活動団体のニュースレターなど公的な記録など以外に、カップル間で交わされた手紙やメモ、トランスジェンダーの人々の衣装など「私的な生活の記憶」ともいふべきものも、セクシュアル・マイノリティの歴史として残すことが重要であると認識した。また、この企画にも関わっていたCulture for Allという団体のディレクターにインタビューを行い、文化施設や文化イベント、展示のあり方などにおいてマイノリティの存在が前提とされているかどうかを考慮する「文化的包摂」という概念について触れたことで、さらに社会的包摂の多様な要素について理解を深めることができた。さらに、このディレクターから、かつてヘルシンキで開催されていたレズビアン文化イベントにかんする話を聞き、そのイベントに中心に関わっていた女性の一人にインタビューしたこと、またその女性が現在、中高年のレズビアン/バイセクシュアル女性を中心とする活動団体の運営に携わっていることがわかり、その団体の活動内容についても話を聞くことができた。

セクシュアル・マイノリティの歴史のアーカイブ化、文化イベントの開催、高齢化していく女性たち向けの活動(必ずしもカップルとなる相手を探すためだけのイベントではない)など、多様な包摂の事例は、その後の本研究において、セクシュアル・マイノリティの社会的包摂を考えるにあたって重要な基礎となった。

#### (2) アクティビズムの活発化と新たな「人権」の概念

本研究期間中にセクシュアル・マイノリティをめぐる、日本で大きな変化が見られた。それは「LGBTブーム」とも呼べるような現象が起きたことである。2015年3月に東京

の渋谷区で、いわゆるパートナーシップ条例が可決されたことを直接的なきっかけとして、その前後からメディアで「LGBT」が取り上げられる機会が急激に増加した。それ以前からも「LGBT市場」などという表現で消費者としてのLGBTが注目されつつあり、企業でもCSRの一環としてLGBTの人権という課題に目が向けられつつあった。これらの動きと関連して、また相乗効果的に、2012年から開催されている「東京レインボープライド」や企業向けの講演活動などを行っている「虹色ダイバーシティ」など、親（pro-）企業的な団体の活動が活発化している。

一方、2012年に「セクシュアル・マイノリティ支援第1回全国会議」が開催されたのに続いて、2013年には「セクシュアル・マイノリティと医療・福祉・教育を考える全国大会」の第1回が開催された。前者のタイトルは「セクシュアルマイノリティ生きのびるための支援」であり、後者はその名前の通り医療・福祉・教育の場面におけるセクシュアル・マイノリティの困難に焦点を当てるもので、当事者団体のほか、教育関係者や医療関係者、民間や行政の取り組みなどが紹介されている。これらは、セクシュアル・マイノリティが生きて行く上で抱える困難（「生きづらさ」と、そのような困難を抱える彼/彼女たちに対する支援に焦点を当てる活動といえる。ここで取り上げられるのは主に、従来の、「貧困」に変わる概念として使われるようになった（狭義の）「社会的包摂」に含まれるようなトピックである。

そのほか、「特別配偶者（パートナーシップ）法」の創設を目指す「パートナー法ネット」や、同性婚ができないことを人権侵害とみなし、人権救済を求める「LGBT支援法律家ネットワーク」、性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備を目的とする「LGBT法連合会」など、差別禁止法の制定や同性婚の法制化を求めていくようなネットワークも誕生している。

本研究において「人権」概念を調べていく中で、このような近年のセクシュアル・マイノリティにかんするアクティビズムの背後には、国連が主導する人権問題への新たな取り組みがあることが明らかになった。国連では主に2000年代以降、SOGI（性的指向および性自認）にかかわる人権侵害が、国際社会が新たに取り組むべき課題として議論されるようになった。そこではSOGIを理由とする暴力や差別とともに、同性カップルに結婚や生活の保障が認められていないことも人権侵害として位置づけられている。世界的に見ると、同性同士の結婚を認める国々は近年増えており、そのような国際社会の潮流を参照しながら、またその流れに後押しされながら、現在の日本のアクティビズムも進められている。

しかしながら、このような国連主導型の人権概念に依拠したアクティビズムでは、生命

の危機に直結しないような問題は看過されてしまう。(1)で触れたように、セクシュアル・マイノリティの社会への包摂には多様なあり方が存在する。有形無形の歴史を記録し保存するなどのアーカイブ化や文化イベントの開催なども、包摂のあり方としては重要なものであり、セクシュアル・マイノリティとして生きていくことをより積極的に、ポジティブに評価することにもつながる。日本でもプライド・パレードやLGBT/クィア映画祭などが増えつつあるが、内容の充実度にはばらつきがあり、また他の種類の文化的イベントはあまり見られない。セクシュアル・マイノリティの文化的側面が抜け落ちてしまうということは、それまで培われてきた文化の歴史も抜け落ちてしまうことでもある。

そのようななか、2015年度から「パフスクール」(沢部ひとみ主宰)が開催している「日本Lばなし」というシリーズは、近い過去における、レズビアンに関連する様々な活動を再評価する試みとして注目される。またこのシリーズでは、個として活動してきた女性たちも多く紹介していることは非常に重要な視点である。そのほかにも、セクシュアル・マイノリティにかんする歴史を振り返った時、医療・福祉・教育と文化(アート)がミックスされた活動として1990年代のエイズ・アクティビズムを再検討・再評価することも重要であると考えられる。

### (3)「レズビアン」や同性同士の「結婚」の多義性

日本のレズビアンや女性の同性愛について言及した雑誌記事を収集・分析した結果、1960年代から女性同士の「結婚」を取り上げた記事が見られること、それらにおいては、「夫婦」のように見えること、すなわち「見た目」が男性と女性のカップルのように見えること、同居していること、養子縁組などの形で入籍していることなどが、二人の関係を「結婚」とみなす根拠として挙げられていることが明らかとなった。

(2)で触れたような日本のアクティビズムの文脈においては、日本は同性同士の結婚が認められていない国として位置づけられている。たしかに法制度的観点からみるとその通りであるが、結婚を法的なものとしてのみ捉えなければ、これまでも同性同士の結婚は存在していたと言える。しかし、そのような《結婚》は現在、正式な結婚としては認識されていない。さらに、現在のLGBTブームの中で取り上げられる「レズビアン」はほとんどの場合がカップルであり、個としてのレズビアンは不可視化されている。

これらから考えられるのは、セクシュアル・マイノリティの生活保障が異性愛カップル同様、法的な結婚制度に依存したものとなっているということである。この点は、フィンランドの場合と比較するとより明確になる。セクシュアル・マイノリティであるか否

かに関わらず、個人の生活が保障されているフィンランドでは、女性が生活のために結婚するという発想はない。そのことが、結婚や家族形成だけに向かわない、多様な包摂のあり方の模索や実践へと結びついていると考えられる。

現在、日本でも、パートナーや子どもがない、また場合によっては病を抱える単身のセクシュアル・マイノリティの高齢化がセミナーなどのトピックとして取り上げられることがある。同性婚やパートナーシップ制度を求めるだけではなく、多様な人生を歩むセクシュアル・マイノリティを包摂する社会のあり方を考える必要があるだろう。

本研究で明らかになったことの一つは、上記のような《結婚》を含め、日本ではレズビアン<sup>1</sup>の歴史の再評価がまだほとんどなされておらず、とくに近代における女性同士の親密な関係については十分に取り上げられていないということである。そこで本研究の締めくくりとして、そのような関係を生きた女性たちを発掘し、オルタナティブな女性の歴史を描き出すことを目的とした講演会「オルタナティブ・ジェンダーヒストリープロジェクト」を2016年3月に開催し、講演者（黒澤亜里子）やコメンテーター（沢部ひとみ、木村朗子）そして参加者とともに議論を深めた。

#### 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計 2 件)

赤枝香奈子、「結婚の周辺にあるもの女性同士の親密性から考える」『応用倫理—理論と実践の架橋』vol.8 別冊: 15-23、査読無。(2015年)

赤枝香奈子、「杉浦郁子氏の書評に答えて」『論叢クイア』vol.6: 176-182、査読無。(2013年)

〔学会発表〕(計 4 件)

赤枝香奈子、「近代日本における女同士の親密な関係」、総合女性史学会 2014 年度大会、於昭和女子大学研究館（東京都世田谷区）。(2015年3月22日)

赤枝香奈子、「近代日本の女性作家とジェンダー越境性」、公開シンポジウム『女たちの翼：前世紀転換点のアジアにおける女のリテラシーと境界侵犯的活動』、於龍谷大学梅田キャンパス（大阪府大阪市）招待講演。(2015年3月12日)

赤枝香奈子、「結婚の周辺にあるもの女性同士の親密性から考える」、公開シンポジウム『結婚という制度 その内と外 法学・社会学・哲学からのアプローチ』、於北海道大学学術交流会館（北海道札幌市）招待講演。(2015年1月11日)

赤枝香奈子、「真の同性愛」と「書く」こ

とと、「女が読む、女が書く：19世紀末から20世紀初頭のアジアにおける、女性による読書と執筆の社会的越境性/ 侵犯性に関する、学際的比較研究」特別セミナー、於龍谷大学大宮学舎（京都府京都市）招待講演。(2014年3月1日)

〔図書〕(計 3 件)

藤田尚志、相原征代、吉岡剛彦、大島梨沙、梅澤彩、久保田裕之、赤枝香奈子、奥田太郎『家族 共に生きる形とは？』ナカニシヤ出版、全 232 頁 (172-180)。(2016年)

井上俊、永井良和、赤枝香奈子、他『今どきコトバ事情 現代社会学単語帳』ミネルヴァ書房、全 260 頁 (70-73)。(2016年)

小山静子、赤枝香奈子、今田絵里香、他『セクシュアリティの戦後史』京都大学学術出版会、全 355 頁 (129-151)。(2014年)

#### 6. 研究組織

##### (1) 研究代表者

赤枝 香奈子 (AKAEDA, Kanako)

筑紫女学園大学・現代社会学部・講師

研究者番号：00536576

##### (2) 研究分担者

( )

研究者番号：

##### (3) 連携研究者

( )

研究者番号：